

事務連絡
令和元年12月4日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について」
に係る情報提供について

日頃より、厚生労働行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成30年12月14日に公布された成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号。以下「法」という。）等について、今般、厚生労働省子ども家庭局より、別紙のとおり、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」の施行について」（令和元年11月29日子発1129第7号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「施行通知」という。）が、各都道府県知事・保健所設置市市長・特別区区長宛に通知されましたので、情報提供いたします。

そのうち、施行通知の第2の5において、医療計画について、法第19条第1項に規定され、都道府県は当該計画の作成に当たり成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする等との記載がありますので、各都道府県におかれましては御承知おきください。

なお、法の施行期日は、令和元年12月1日とされていますので、併せてお知らせいたします。